

市川市告示第130号

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係図面は市川市役所環境清掃部環境保全課において閲覧に供する。

平成24年4月1日

市川市長 大久保 博

1 時間及び区域区分ごとの規制基準

時間区分 区域区分	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日の午前8時まで
第一種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第二種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考

- 1 第一種区域及び第二種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和3

8年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする

2 第一種区域及び第二種区域の区分は次の表のとおりとする。

第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、平成24年4月1日現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。